

1 事業の目的

この事業は、山口県内の指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金（以下「修学資金」という）を貸付けることにより、山口県内において保育人材の確保を図ることを目的としています。

2 貸付対象者

令和8年4月に、山口県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）（※1）に入学予定の方で、卒業後保育士として山口県内の保育所等（※2）において児童の保護等に従事する意思を有する方。

※山口県に居住する高校3年生が募集の対象となります。

※職業訓練生等の方は対象になりません。

（※1 山口県知事の指定する養成施設とは 五十音順）

- | | |
|------------------|-----------|
| ・岩国短期大学 | ・梅光学院大学 |
| ・宇部フロンティア大学短期大学部 | ・山口学芸大学 |
| ・至誠館大学 | ・山口芸術短期大学 |
| ・下関短期大学 | ・山口短期大学 |
| ・東亜大学 | |

（※2 保育所等とは）

区域	施設種別		根拠法令
山口県内施設	保育所（公立を含む）		児童福祉法第 7 条
	認定こども園		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項
	保育所以外の児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター）		児童福祉法第 7 条
	児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設		児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項・第 3 項
	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設		児童福祉法第 12 条の 4
	地域型保育事業	家庭的保育事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項
		小規模保育事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項
		居宅訪問型保育事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項
		事業所内保育事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項
	病児保育事業		児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項
	乳児等通園支援事業		児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項
特例保育(離島その他の地域)		子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号	

3 貸付額・貸付期間

（1）貸付額は、学費分として月額50,000円以内（無利子）です。

ただし、学費分を貸付ける場合に限り、次の①②を加算することができます。

- ①入学準備金 養成施設入学年度の初回の貸付時に限り、200,000円以内
②就職準備金 卒業時に限り、200,000円以内

また、月額の貸付けを受けていない者に対しては、最終学年に、就職準備金のみ貸付けを行うことができるものとし、その場合の貸付額は、200,000円以内とします。

この場合において就職準備金のみを貸付対象者については、本要綱上、保育士修学資金貸付の貸付対象者と同様に取り扱うものとします。

（2）貸付期間は養成施設に在学する期間（正規の修学期間）とします。ただし、2年間を限度とします。

4 貸付けの申込方法

申請は、高校を通じて貸付申請書（実施要綱別記第1号様式-①）に次の書類を添えてお申し込みください。

- (1) 高校の学校長の推薦書（実施要綱別記第2号様式-①）
- (2) 個人情報の取扱いについて（別紙様式①）
- (3) 世帯全員（申請者及び申請者と同一生計にある者全員、以下同じ。）の住民票の写し及び世帯全員の直近の所得証明書（いずれも申請日より3か月以内発行、コピー不可）
- (4) 社会福祉法人山口県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）会長が申請書の審査等に特に必要があると認めるときは、必要と認める書類

時期	申請者	高校	山口県社協
高校3年生の 7月～9月	●必要書類の提出 ・貸付申請書 ・個人情報取扱同意書 ・世帯全員の住民票 ・世帯全員の所得証明書（最新のもの）	●必要書類取りまとめ ●推薦書の作成・添付 ●「保育士修学資金貸付に係る推薦一覧」の作成・添付	●確認
11月～12月	●学校から申請者に通知書を配布	●「内定通知書」又は「不承認通知書」を学校が受取	●審査・選定 ※応募数が定員を超えた場合は選定となります
2月～3月	●進路決定	●「貸付内定者卒業後の進路報告書」を学校から県社協へ提出	●確認 ※県内の養成施設に進学しない場合は、貸付内定取消となります。
時期	申請者	養成校	山口県社協
養成校入学直後（令和8年4月）	●必要書類を進学先の養成校に提出 ・誓約書 ・連帯保証人の印鑑登録証明書	●必要書類取りまとめ ●「修学状況報告書」の作成・添付	●確認
	●養成校から申請者に決定通知書を配布	●「決定通知書」を学校が受領 ●「口座振込申出書」の提出を申請者に指導	●貸付決定
	●口座振込申出書を養成校に提出	●口座振込申出書を取りまとめ、社協に提出	●確認
6月下旬予定 ※初回のみ (4～6月分)	●指定口座へ入金		●送金

※内定者の氏名等については、取りまとめの迅速化と送金等を円滑に行うため、事前に「進学先」へ連絡しますので、個人情報に関して個人情報取扱同意書を提出いただく必要があります。

5 貸付けの内で・進路決定後の手続

提出された申請書類等を県社協で審査のうえ、貸付けの適否を決定し、結果をお知らせします。
応募数が定員を超えた場合は、世帯の所得状況により選定となる可能性があります。

進路決定後、高校を通じて「貸付内定者卒業後の進路報告書」を提出してください。

また、進学後は養成施設を通じて次の書類を県社協へ提出してください。

○誓約書（実施要綱別記第3号様式）

※ 連帯保証人（日本国内に住所を有すること）が必要です。

※ 本人と連帯保証人が連署、押印（連帯保証人は実印とし、印鑑登録証明書（申請日より3か月以内発行）を添付）し、収入印紙（200円）を貼り右側に申請者、左側に連帯保証人の割印を押印してください。

6 貸付けの決定・貸付金の振込み

提出された申請書類等を県社協で審査のうえ、貸付けの適否を決定し、結果をお知らせします。

貸付決定後、口座振込申出書（第4号様式）を提出してください。口座振込申出書の口座名義人は、申請者本人に限ります。なお、貸付決定額は、原則年4回（4月、7月、10月、1月）に分けて振込みます。

7 返還の免除

（1）全額免除

①卒業後、1年以内に保育士登録を行い山口県内の保育所等（※2）で、保育士として児童の保護等の業務に従事し、引き続き5年間（※3）従事した場合は、貸付金の返還が免除されます。

※2 前ページ参照

※3 中高年離職者又は過疎地域内等で従事された方は3年間

注1）災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由（産休・育休含む）により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなします。

ただし、当該業務従事期間には算入しません。復帰後から残りの従事期間を算入できます。

注2）従事する事業所の法人における人事異動等により、借受者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入します。

②業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

（2）一部免除

○山口県内の保育所等で、保育士として児童の保護等の業務に引き続き2年以上従事した場合、その勤務期間に応じて一部免除されることがあります。

8 返還

次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただくことになります。返還期限までに返還できない場合は、年3%の延滞利子がつきます。（返還する金額は、継続して従事された期間等の状況によって一部が免除される場合があります。）

（1）修学資金の貸付を解除されたとき。

（2）死亡したとき、又は心身の故障のため業務に従事できなくなったとき。（業務従事中を除く。）

（3）養成施設を卒業した日から1年以内に保育士として山口県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事しなかったとき。

（4）山口県内の保育所等において児童の保護等の業務に従事しなくなったとき。

9 他制度との併用について

○保育士修学資金は、修学のために必要な範囲で他の制度との併用を認めていますが、以下の通り併用ができない制度もあります。

(1) 併用可能な制度の例

- ・日本学生支援機構奨学金・高等教育の修学支援新制度（授業料等減免）・高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金）・職業訓練受講給付金・日本政策金融公庫等その他の教育ローン

(2) 併用できない制度の例

- ・山口県ひとづくり財団奨学金・母子父子寡婦福祉資金・生活福祉資金（教育支援資金）
- ・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
- ・その他国費による貸付や給付を受けられる方
（就職後）保育士就職支援金就職準備金貸付

10 提出期限

令和7年（2025年）9月30日（火）必着※

（※高校から山口県社会福祉協議会への提出期限です。各高校への提出期限はその前になりますので、在学している高校にてご確認ください。）

（※書類不備の場合は受理できません。）

11 問い合わせ先・書類の提出先

貸付けに関する問い合わせ先、申請書の送付先は、以下の通りです。

なお、条件等の詳細は、山口県福祉人材センターにお問い合わせください。

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 福祉人材部
山口県福祉人材センター・保育士修学資金貸付事業担当

〒754-0041 山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI維新ホール3階

TEL：083-902-2355 FAX：083-902-5877

E-Mail：jinzai@yg-you-i-net.or.jp

●ホームページ <https://yamaguchi-fjc.jp>

山口県福祉人材センター

検索